

Title	オーストリア学派の経済学方法論
Sub Title	The methodology of the Austrian school economics
Author	気賀, 健三
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1971
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.64, No.11 (1971. 11) ,p.989(1)- 1005(17)
JaLC DOI	10.14991/001.19711101-0001
Abstract	
Notes	限界革命百年記念特集 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19711101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

オーストリア学派の経済学方法論

気 賀 健 三

1

オーストリア学派の主要な指導者であったメンガー、ベーム・バウエルクおよびウィーザーは、当時支配的であった二つの学派に対抗して、その論陣を張った。その一つはイギリスの古典学派、他の一つはドイツの歴史学派であった。古典学派にたいしては、その伝統的な労働価値説および生産費説の誤りを説いて、限界効用理論の優位を主張した。歴史学派にたいしては、経済学の研究方法における演繹的方法の意義を強調し、帰納的な経済史研究をもって理論的研究に代置せしめようとするドイツ歴史学派の態度を批判したのである。

オーストリア学派の積極的な貢献は、その後世にたいする影響から推して、主として限界効用理論にあったといつてよいであろう。今日の経済学の教材において、消費および需要に関する理論が生産・交換および分配に関するミクロの理論の1要素として、しかも、まずはじめに取りあげられるにいたった⁽¹⁾ことも、費用に関して機会費用の概念が重要な意義をもつにいたったことも、生産要素に関する限界生産力の概念が確立せられたことも、いずれもオーストリア学派の貢献と理解してよいことであろう。

限界分析によるこれらの貢献と比較すれば、経済学の方法に関するドイツ歴史学派との論争は、後世にたいする影響としては、むしろ二次的・附随的であったといつてよい。ベーム・バウエルク自身もこのことを率直に承認している。⁽²⁾オーストリア学派の創立者ともいべきメンガーが、第一の主著において効用理論を提唱して以後、その精力の多くを歴史学派との方法論争に費やしたことは、同学派にとって、残念なことであったと言えるかもしれない。

注(1) 限界革命の功労者の1人ジェボンズは、経済学の理論はまず正しい消費理論から始めなければならぬことを強調した。そしてイギリスのそれまでの経済学者が消費理論を無視してきたことを非難している。(Theory of Political Economy, 1879, p. 43) 消費に関する当時の経済学の領域について、ケインズ (John Neville Keynes, The Scope and Method of Political Economy, 1890, pp. 103) が適切な解説を加えている。

(2) Eugen von Böhm-Bawerk, Gesammelte Schriften, Vol. 1. „Die Österreichische Schule“ S. 207.

しかしながら、方法論争は、学問的貢献を生まなかったというわけではない。両派の論争を通じて、経済学の対象の規定に関し、また理論的法則の性質に関し、また理論と歴史との関係について、明確な理解が可能になった。オーストリア学派と歴史学派とくにシュモラーとの論争は、実質的には、それぞれの主張する研究方法が、経済現象を理解するためにともに必要であり、それぞれの問題に⁽³⁾応じて有用であるという、平凡で、常識的な解決に落ち着いた観がある。結論はたしかに平凡であるが、しかし論争を通じて明らかにされた経済学の性質について、わたくしは、学問的興味のある若干の論点を説明してみようと思う。

2

その第一は、経済学の法則といわれるものの論理的性質である。メンガーは、経済学における理論的法則に二つの論理上の種類を区別する。一つは、経験的法則、他の一つは精密法則 (empirische Gesetze, exacte Gesetze)⁽⁴⁾である。

メンガーのいう経済法則のうち経験的・現実的法則とは、現象の一般的な型、および典型的な関係 (因果あるいは共存の) を指摘するもので、経験的現実そのものの中に観察される一般的な型であり、これを整理してその一般的な規則性を指摘するのである。これらは帰納的方法によってえられる一般性と一般的規則性の発見である。この方法によって得られる法則は、その現実的妥当性において厳密さを欠くもので、例外なくその法則の妥当性が保障されていない。

これにたいし厳格な理論的な認識と厳格な法則——いわゆる自然法則——は、一定の条件のもとにおいて厳密に必ず生起する現象の因果・共存の関係を指摘するものである。ある一つの場合に観察されるものは、われわれの思惟法則にしたがい、正確に同じ条件のもとでは必ずあらわれると断定される。メンガーのいう思惟法則 (Denkgesetz) というのは論理学の法則を指すものと解してよいであろう。この厳格な法則の認識においてもっとも重要な論点は、一定の条件というこの前提の選択である。この前提を根拠にして、論理的法則による演繹的推論が行なわれる。論理的法則の適用に誤りがないかぎり、この法則は、その前提のもとで絶対的な妥当性を帯びることになり、その妥当性について無例外性が主張されるのである。

メンガーの言葉を引用すると、この理論的研究は、あらゆる現実のうちの最も単純な要素をさぐる。単純であるがゆえに厳格に典型的と考えられるに相違ない要素を求める。この要素はただ部分

注(3) ベーム・パウエルクが1896年に著わした論文には、歴史学派に属するとみられる若い学者ばかりでなく、当の論争の代表的指導者たるシュモラーでさえも、理論的研究の価値と必要についての認識を深めたことを喜ぶという一文がある。Gesammelte Schriften Vol. 1. „Historische und Theoretische Nationalökonomie“ S. 185.

(4) メンガーの主張は、Untersuchungen über die Methode der Socialwissenschaften und der Politischen Oekonomie insbesondere, 1883. とくに、第1編第4章31ページより48ページまで。

的にだけ経験的・現実的な分析によって確かめられる、いいかえれば、完全に純粋な姿においてそれが明白に認められるかどうかを顧慮するものではない。たとえば純粋な酸素とか金とか完全な真空というものが現実に存在しないけれども化学や物理学は、このような要素の純粋な存在を認め、これを前提として理論的な研究をおこない、その法則を厳密な形で明らかにする。

このような精密な概念規定によって確かめられる現象に関する精密な法則——現象の因果と共存の関係の指摘——が、メンガーのいう精密科学としての経済理論である。複雑で多種多様の要因によって影響されて生まれている現実の現象を理解するには、このような厳格な方法を通じて、現象の一面を孤立化的にとり出し、他の要因の影響を無視して、複雑な人間世界の現象を規制している法則を究明するのである。厳密な理論的研究は、現実をそのままの姿で理解するのではなく、ただその一面をとらえて、一面を支配している法則を説くのである。したがって、この種の法則の妥当性は例外を認めないし、また論理的法則を誤ることがないかぎり、例外があってはならないので、通俗的に自然法則として理解されるのである。

最も単純で最も根源的な要素と考えられるものは、何であるか。メンガーは、人間がその経済活動において、ただ経済的利益のみを比較考慮し、自己の経済的利益を求め、自己の欲望満足を最大ならしめようとするものと規定する。いま一方において欲求と限られた財貨すなわち欲求充足のための財貨があり、他方において、できるかぎり完全に欲求を充足するという行動が与えられている場合に、人間社会の経済現象を支配する関係はいかなるものであるかを理解させるのが、この理論的研究の目的である。それは自然現象を理解するために精密な自然科学が提供するものと同性質のものを解明しようとするものといつてよい。

精密な経済法則にせよ、経験的な経済法則にせよ、その共通点は、個別にたいして一般に着目し、一般的に妥当する法則を明らかにすることにある。そのもつ意義は、このような理論の助けによって、現実の現象の観察を超えて、因果および共存の関係の存在を未知、未経験の領域にも推論することができ、予想を立てるについても、何等かの政策上の処方定めるについても、理論的研究が有用となることに存する。

メンガーをはじめとして、ベーム・パウエルクやウィーザーがもっとも強調したのは、上記2種の理論的研究のうちの厳密なる法則の確立であった。かれらが熱心に説いた効用理論はまさにこの種のものであった。しかしこれだけが経済理論の全部をなすものではなく、一般に経済理論の構成は上記の2種の経済法則をもって構成されている。同時にこの法則によって現実の経済現象を理解するには、個々の現象の個別性にたいして注意を払うのは当然であって、歴史的研究が、その際に有効な役割を演ずるのもまた当然である。

メンガーの力説する精密なる法則にたいする批判の一つは、最も単純な、根源的要素に理論構成の出発点を求めることが、かえって現実からの遊離となり、現実の説明をゆがめ、誤りを生むので

はないかということである。かかる抽象的な操作による特殊な前提をもって限られた理論的研究は、その真理性を何によって保障されるであろうか、という疑問が提出される。

この疑問は、たとえば、人間は自分の利益のみを追求する利己心の動物ではないという前提そのものにたいする批判から、利己的人間を想定すること自体のあやまり、それから、そういうあやまった前提から出発する理論は、現実的に妥当しないという否定的見解の形で表明される。さらにまた、前提とされる出発点の条件はア・プリオリの、あるいは現実にも必ずしも存在しない抽象的なものであるから、そういう前提をもった法則が正しいかどうかは、他の、たとえば現実的・経験的に確立される事実ないし法則によって検証されなくてはならないのであって、この検証に堪えうるもののみが正しい理論的認識であるという批判がある。

現実を理解するために、ある見地からこれを観察する。そのさいに、現実のある部分をとらえ、他の部分を無視する、という論理的手続きが必要・不可避であることはたしかである。おそらくどんなに現象の個性性に注意を払う研究をする場合でも、何等かの抽象、一面的観察は不可避である。したがって抽象、一面的観察、あるいは孤立化という方法それ自体は、歴史的、帰納的方法にも理論的、演繹的方法にも共通に附着しているといつてよい。両者の差異は、何に観察をむけるか、研究者は何を求めるかにある。メンガーのいうとおり、理論的研究は、現象の一般的なもの、共通の型、規則性を伴うものを追求するのにたいし、歴史的研究は、個別的なもの、あるいは1回かぎりのものに観察の眼をむける。

前者の研究は、演繹的方法にたよろうとすれば、経済現象という一面的観察の限定のなかで、もっとも一般的、共通的、あるいは根源的とみなされる要素をとりだして、他の要素を無視するという孤立化の手続きをとることになる。——ベーム・バウエルクは、孤立化という言葉は抽象という言葉よりも好む——

この趣旨からいって、経済理論の中で人間の行動が自己の経済的利益の追求のみを目的とするとか、経済的利益の判断のみを行なって、他の人間生活上の価値について考慮をしないという前提は当然の論理的方法というべきである。

この孤立化は単に「経済的利益への関心」だけに止まらないことも、メンガーのいうとおりである。人間がその判断において誤りを犯さないこと、経済的利益に関する知識を完全に備えていること、⁽⁶⁾ 外的強制がないことなど、いずれも厳密科学が前提とする要因に数えられるものである。こういう前提は何の故に定められるのか、どういふ見地から選ばれるのか、どういふ意義があるのか、が問題であって、それによって理論的法則にたいする評価が定まってくるのである。

注(5) Böhm-Bawerk, Gesammelte Schriften, Vol. 1, S. 207.

(6) Menger, Untersuchungen, S. 74. 歴史学派のひとたちによるメンガーへの非難が、「利己的人間」の想定にのみ集中しているのは、敵にたいする非難として寛大にすぎはしないかと、メンガーは皮肉を述べている。

まず第一にいえることは、それらの前提が現実の人間の行為の中にもっとも一般的に、共通的に、あるいは根源的にみられることである。たとえば経済的利益を追求する利己的な動機は、一般人の共通の、根強い動機である。第二は、筆者の解釈をもってすれば、人間は合理的な判断と合理的な行動をとるといふ前提である。合理的とは、目的—手段の関係において矛盾がなく、適合関係があるという意味であって、完全な知識や完全な利害判断の前提はこの合理性の追求にほかならない。この前提は、人間が本来合理的に行動しようとしているという観察と、当然に合理的に行動すべきものであるという期待とによって、その現実的意義を与えられるものである。第三には、厳密な理論的研究は、その法則の一般性、共通性を尊重するがゆえに、特定の時代、特定の国家という具体的・経験的限定からできるだけはなれて、社会現象を理解しようとする。したがって、国民経済とよばれる社会現象を観察するに当たり、特定の国家的規制や特定の国民性、特定の国家的条件をその前提の中にとりいれない、むしろ社会制度として一般的な社会条件を想定し、その下における個人の自主的な行動に注目するのである。換言すれば、人間の合理的判断と行動が、社会的制約なしに実行される制度になっているという想定である。

この点は、しばしば歴史学派の立場から批判される場所である。経済法則の理論的研究が時と所の制限をうけずに妥当する絶対的な自然法則として主張されるという批判は、歴史学派の学者がイギリスの古典学派にたいしてくださったものであるが、同じことがオーストリア学派にたいしてもいわれるのである。

歴史学派による原子論的 (Atomismus) という批評は、すなわちこの種のものに属する。メンガーはこの批判にたいして、国民という個人個人から独立して存在し、意思決定をする経済主体はありえないとし、普通に国民経済とよばれる研究対象——Volkswirtschaft——が個人の経済活動の合成的な合成果にすぎないことを主張している。したがって、社会的な経済現象を個人の行動にさかのぼって分解し、その合成果としてこれをみる方法論上の個人主義は、非現実的な前提で誤っているという批判を受けるいわれがないと考えるのである。⁽⁷⁾

わたくしは、メンガーの解釈に賛成しながらも、その解釈が十分ではないと考える。というのは、人間の社会生活には、かならずその社会の秩序が存在し、秩序の中で人間は共通の規制にしたがうのである。ロビンソン・クルーソーの集まりが社会生活なのではなく、経済的にも相互依存関係に立っているのが人間の社会経済生活である。したがって、社会現象の理論的研究をおこなうに当たっては、その社会の秩序についても、何等かの共通の生活規制の前提を置かなくてはならない。しかもそれは、人間の行動の原則について最も一般的、共通的、根源的、ないしは最も重要とみなされる前提となるものでなくてはならない。たとえば自由な交換が保障されていること、略奪・詐欺が存在しないこと、所有を相互に尊重すること、あるいは貨幣の存在など、いずれも、社会的秩序の前

注(7) Menger, 同上, 第1編, 第8章参照。

提である。具体的には、これらの前提は、自由競争市場、所有物を処分する自由、契約の自由、貸借の自由の保障される社会秩序を意味することになるであろう。

このような社会的前提の必要について、メンガーは、一言も説明していない。メンガーの方法論について、わたくしが不十分といったのはこの点であり、かれに賛成するといったのは、「国民経済」というような独自の意思をもって、個人を支配するという存在を否定した点である。

ただし注意しておかなくてはならぬことは、メンガーが政府の経済活動や、財政の形で個人的経済活動に影響する国家の経済を否定しているのではないことである。それはそれで、財政学の問題であり、個人対政府の問題である。メンガーが原子論的立場を主張するのは、たとえば国家有機体的な立場から主張されるような、独特の経済主体として国民経済全体を解釈する説に対抗してのことである。⁽⁸⁾

厳密または精密とよばれる経済法則の前提に関して、ウィーザーがその方法を説明し、かつそれを実際に用いたのが、かれの著述の「自然的価値」と「社会経済の理論」⁽⁹⁾である。

社会経済の理論の序論において、ウィーザーはこう述べている。経済理論の方法は経験的であり、観察に基づき、現実を記述することを目的とする。ただその際に歴史家と異なり、典型的なものを求め、「附随的、偶然的、特殊のものを除く、そして孤立化と理想化 (Isolierung und Idealisierung)⁽¹⁰⁾」をおこなう。孤立化とは、複雑な現実をいくつかの要素に分解し、その要素の純粋の作用を求めめるために、作用の障害となるものをすべて除いて考える。ウィーザーによると孤立化の想定は十分な真実より少ない内容をもつが、理想化の想定は真実より多くのものをふくんでいる。真実より多くのものをふくむ想定とは奇妙な表現であるが、かれは1例として、チューネンの孤立国家の構想をあげている。理想化とは経験的な事例を思考の世界で最高の完全な状態にまで高めることである。この方法をとる理由は、最も完全な状態は同時に最も単純で、最も理解しやすいからである。

注(8) メンガーの方法論上の個人主義にたいして、富田重夫教授が次のような批評をしている。すなわち、現代の自由経済の主張者として著名なハイエク (Friedrich von Hayek) は、メンガー流の見解を受けついで、極端な国家的干渉反対論を展開しているが、これは「常識的あるいは通常の見解とまったく因果の方向を逆にした主張であって、きわめて特異な思想であるが、個々人の意識的行動をすべての社会現象の、したがってまたその理解にあたっての核心となす思想が極限にまで達したものとみることができよう。いずれにしても、国家や民族のような歴史的特殊者の現代世界における歴史的・形成主体としての役割をみのがしているという批判はまぬかれえないと思う。」(富田重夫「経済学方法論」昭和41年、55ページ)

この批判には二つの誤解があるように思われる。一つは、個別経済単位の相互依存関係の合成果として国民経済(社会経済現象)を観察すること、国家的干渉反対論とは必然的に結びつくものではないということである。理論的前提のうち、国家の政治行動や国民の民族意識その他の要因——歴史的特殊者とよばれるもの——をふくませないことが、そのまま反国家干渉主義につながるものではない。その二つはメンガーの説く精密法則は富田氏のいう歴史的特殊者を理解することを直接の目的とするものではないが、その理解のために必要な基礎を提供しているということである。メンガーの方法は、それをみのがしたというより、意識的にとりのぞいた一孤立化—したのである。

(9) Friedrich von Wieser, „Der Natürliche Werth“ 1889, „Theorie der Gesellschaftlichen Wirtschaft“ 2. Auflage, 1924.

(10) Wieser, Theorie, S. 8-9. かれのいう理想化とは、さきに筆者の説いた「合理的な前提に整頓する」という意味に解してよいであろう。

孤立化と理想化の想定とによって得られる理論はきわめて抽象的であるが、それは現実を理解するのに必要不可欠である。しかし理論はこの段階にとどまってはならない。理論は一步一步抽象の度を減じてその想定を具体的かつ多様な体系に構成していく必要がある。

このような方法論にもとづいて、ウィーザーは、その「社会経済の理論」において、まず最初に「単純経済」を説明し、第2部で「国民経済」を、第3部で「国家経済」、第4部で「世界経済」を説明している。

この第1部「単純経済」は、限界効用説に立脚した効用、需要、生産、労働、費用および生産要素の価値に関する説明を主たる内容とし、いわば社会的ロビンソン・クルーソーの立場からみる効用価値説の説明である。それは社会制度のいかんにかかわらず、およそ経済現象を扱うさいに、根本的で無視することのできない、欲望対財貨供給量の関係、生産がおこなわれる場合の合理的な費用計算の原理、各生産要素に帰属せられるべきその限界的貢献の程度をあきらかにしようとしている。

この単純経済の説明に続く第2部は、交換のおこなわれる社会を想定するもので、市場のもろもろの条件や価格の形成過程、貨幣その他各種の社会的制度の想定がとりあげられてくる。

経済理論の前提の中に、ある種の社会的条件がとりいれられるという点は、重要である。というのは、この条件によって、人間の最も単純で、最も一般的な経済的行為とそれから生まれる経済法則が、ある社会的形態をとってくるからである。メンガーのいう精密科学の法則にたいして、しばしば下される批判に、これらの法則が、いついかなる社会にも通用することを要求し、時間と場所の制約を超越する法則の妥当性を主張するというのがある。それはおよそ社会現象を研究対象とする学問にとって許すべからざる誤りである。なぜかといえば、特定の時代の特定の社会の経済現象の理解が問題であるときに、これらの特殊性を無視した理論には現実性が欠けるばかりでなく、このような理論にもとづいて立てられる政策は、時と所をとわずに適用さるべきであるという誤りを生む源となるからである。あるいはまた一部の社会主義者が批判するように、オーストリア学派の主張するとき精密法則の妥当性が絶対的なものであるというのは、もっぱらその主張者が現存社会の弁護を試みるものであるとか、あるいは古典学派の誤った賃金基金説や、ラッサールの賃金鉄則の説にみられるように、オーストリア学派の説く賃金理論は、その賃金法則にそむくいかなる政策も実効を期することができないという結論をもたらすことになるかと推測されるからである。

この種の批判は、抽象的、孤立化的、あるいは、ウィーザーのいう理想化的方法によって得られる精密な法則の意義を十分に理解しないことから生ずる誤解である。

経済現象を理解するために、個人の経済行為の最も根源的、一般的な要素にまでさかのぼって、経済活動の原則を想定するのは、経済現象の理解に必要な一つの方法であって、それだけで、すべての社会的な経済現象が理解できるというものではない。理論を現実理解にさらに役立てるには、理論の前提のうち、いろいろな社会的条件を組み入れることが必要になってくる。それらの社会的

条件のもとで、最も一般的、最も根源的といわれる人間の経済的行為がいかなる合成果をもたらすか、そこにいかなる因果と相互依存の関係を生み出すかは、それ自体として理論経済学の説きあかさなければならぬ課題である。このような経済学は決して時間と空間を超越した経済法則を説こうとするものではない。

3

経済法則の絶対性とその歴史性との対立について論ずる前に、とりあげなくてはならない問題がある。

それは、メンガーのいう精密法則、すなわち、人間の経済活動の最も単純かつ根源的な行動原理の前提から論理的に演繹される法則の正しさを何に求むべきかということである。それは、他方において経験的な観察から得られる典型的・一般的な現象に照らして検証され、はじめて正しいといえるのではないかという点についてである。

メンガーにおいても、ウィーザーにおいても共通の点は、理論上の前提が、いわゆる仮設 (Hypothesis) ⁽¹¹⁾ ではないということは注意しておかなくてはならない。経済人の前提にしても、完全な合理的経済計算の条件にしても、かれらにいわせれば現実の現象の中の最も単純な要素、最も根源的な要素をとり出してきたのである。仮設とは自然科学におけるごとく、未知のものに関する学者の推定である。自然科学者は、観察によって知識をたしかめることができないうきに、仮設を用いて未知の領域をさぐる。これにたいし経済理論における想定 (Annahme) は、知られているものを取り出すこと、そしてこれの完全な姿を描くのである——ウィーザーのいう理想化とは、わたくしのいう合理的条件をとり入れるというに等しい——したがって未知のものを想像する仮設とはその論理的性質をまったく異にする。仮設は事実の検証を受けて、その真偽をただされなくてはならない。これにたいし、経済理論における前提は未知のものではなく、現実にも働いていると観察される要素を想定し、他の要素をのぞくことである。この法則はしたがってそれ自体として正しい。論理の法

注(11) メンガーはいう、精密法則が現実や経験的材料と合致しないのは当然であり、後者の結果によって前者の正否を決定するという考えは、方法上の背理である。精密法則は一定の前提のもとに妥当する法則であるから、この前提が現実と合わないときには、この法則は必ずしも妥当しない。同時に精密法則が、精密な前提のもとで無例外的に妥当することを忘れてはならない、そこにこそ精密法則の意味があるのである。これを現実によって検証しようというのは、たとえば幾何学上の定理の正否を測るのに、現実の図形を物差しで測って、検証する愚挙にひとしい。——Menger, Untersuchungen, S. 53-54.

ウィーザーはいう、数学者の扱う点・線・平面はすべて理想化された形であって、現実には存在しない、しかしそれなしには不規則な形を説明することができない。理論経済学者が理想化するのとはこれと同じで、単純化し、よりよく理解するための操作である。しかも、点や線が仮設でないと同様に理論の理想化は仮設をおくことではない。仮設とは未知のもの想定である。これにたいし理想化は既知のもの意図的変形である (Wieser, Theorie, S. 10)

一定の前提のもとに演繹的方法によってえられる経済理論は、現実にも働いている事実とちがうという意味で仮設的 (hypothetical) とよぶなら、そうよんでも差支えない。

則にそむく誤りが存在しないかぎり、メンガーのいう精密法則は無例外的に妥当するものなのである。それは経験的に観察される事実によって検証されなくては、真偽をただすことができないという性質のものではない。この法則が正しいかどうかは、前提を承認するかぎり、思考の論理的法則による演繹的な推論がなされているかどうか、略言すれば、論理的な斉合性が問われるのみである。

メンガーはこの点をかれのいう二つの理論的研究、すなわち精密法則と経験的・現実的法則との関係にかかわらせて論じている。すなわち演繹的方法による前者の法則よりも、帰納的な方法による後者の法則のほうがその妥当性についてより確実であるとみなす先入観があって、しばしば、両種の法則が矛盾する場合に、前者は後者によって変更され、修正されなくてはならないと想定されることがある。経験的观察から生まれる法則が、精密な論理によって推論される法則よりも確実性が高く、真理に近いとする考え方は、メンガーにいわせれば、精密科学の本質をまったく見誤るものといわなくてはならない。

経験的法則は、現実にある傾向を発見し、通例発生する傾向を説明するものであるのたいして、精密法則は、一定の前提のもとで、必然的に成立する因果・共存の関係を指摘するものである。この関係は無例外的な妥当性をもつが、それが現実の現象にそのまま顕現するとは限らない。というのは現実には、より複雑な要因があって、前提におかれているとおりの要因のみが働いているとは限らないからである。精密法則が経験的に観察される現象に背いていることがあってもふしぎではない。たとえば気球が空に浮かんでいるからといって、引力の法則が誤っていることにはならないであろう。同じように、ある財貨にたいする需要の増加は必ずその価格の上昇をもたらすという精密法則が、経験的に妥当しない場合があるとしても、決してふしぎではないし、その故をもって精密法則の否定を主張するのは誤りである。このような場合に、精密法則は、経験の世界において、前提のうちに考慮されていなかったどんな要因、どんな条件が作用しているかを明らかにする助けとなるであろうし、それのもつ副作用を判断することをも可能にするであろう。

現代の経済理論の研究方法として、ある仮設を設けて、一定の因果・共存の連関を想定し、しかるのちに、それが現実の経済現象の中から探し出すことができるかどうかを調べる方法がある。調査の結果がこの仮設と合致するときに、この仮設は正しいとするのである。この仮設と検証というのは経験的な真理を発見するための一つの手続きである。経験によって現実の妥当性をたしかめられる仮設は、一つの経験法則として成立することになるであろう。一つの経験を他の経験によってたしかめあうというのは、メンガーのいう経験的法則を樹立する帰納法にはかならない。近年、経済現象の計量的な把握の技術が進歩するにつれて、数学的にこのような経験的法則を表現することがひろく行なわれるようになった。数学的な表現は、それによって指摘される因果・共存の関係がきわめて精密な把握であるかのごとき印象を与える。またメンガーのいう精密法則を表現するのに、教理的記号を用いて、簡明な表現をすることも可能である。そこで、演繹的方法によって定立され

る法則も、帰納的方法によって定立される法則も、ともに同種の経済理論として理解されるおそれが生ずる。しかしながら、法則の論理的性質からいえば、この二つの理論的法則はきびしく区別されなくてはならない。

同時に経済現象を明らかにし、その法則性を求めようとする努力は、この二つの方法の併用によってよりよく目的を達成することができるのである。二つの方法の優劣を争うことも、一方的な権威を主張することも無意味である。

精密法則の主張が経験法則に合致しないからといって、前者の誤りを結論するのが誤りであると同様に、前者が絶対的に正しく、後者が誤っていると判断するのも正しくない。二つの法則の矛盾は、両立して差支えないこともあるからである。むしろ矛盾の理由を追求することが、真理へ、そして経済現象の正しい理解へ到達するための態度でなくてはならない。

演繹的な分析によって得られる真理は、帰納的な方法と反対に、一般的なものから個別的なものへ進もうとする。一般的なものは、しかしア・プリオリに想定されるものではない。それは人間の日常の経済行為のなかから求められるのである。換言すれば前提の素材はあくまでも経験であって、研究者の単なる直観でもないし、哲学的思弁から生まれるものでもない。その意味では、この前提の発見には帰納的な観察が重要な役割を演じている。⁽¹²⁾ 経験の素材をもとにして定立される演繹的法

注(12) ケインズ (J.N. Keynes) は、経済法則が傾向を示す法則であるとし、「他の事情が等しいかぎり」という制限条件に服していることに、仮設的という形容詞の意味を求めている。そして経済法則による因果関係の指摘がいくつかの積極的な条件の存在に依存するものであり、しかもその条件が存在しない場合もあることを注意すべきであるといっている。メンガーのいう精密法則は、論理的な意味で精密 (exact) なものであって、経験的には、傾向として存在するというは適切な解釈である。

そしてケインズがつぎのようにいうとき、かれの法則観には、厳格な精密法則にたいする理解の用意がうかがわれる。

「経済学者はかれの演繹的推論を説明し、検証 (test) しかつ確かめるために、観察に訴えなくてはならない。検証 (verification) とは、この場合一般的に、現実の現象の説明を満足におこなうという点にあり、演繹的に得られた結論を、直接的概括として認るところの現象を発見することにあるとは限らない」と。

精密法則が現実の現象の説明に有用たりえないとき、すなわち現実が法則の説くところと背反しているとき、法則は正しくないのか。必ずしもそうはいえない。法則が現実の説明にたいして有用でない、すなわち十分に妥当していない理由を、経済理論家は反省しなくてはならない。前提に欠けるものがあるのか、前提のなかの諸力の作用にたいする配慮を欠いているのか、あるいは演繹の推論そのものの不完全または誤りであるのか。

この意味において、精密理論は、たしかに経験的観察による「検証」を受けるに値する。「検証」という用語がもし不適当であるとすれば、精密理論は、その現実的適用に当たって、個別的・具体的条件にたいする配慮 (すなわち経験的観察) を伴わなくてはならないというべきである。Keynes, *The Scope and Method*, 4th edit. pp. 232-234 を参照。

なお現代の学者の、この方面の見解として富田重夫氏はフリードマンおよびクープマンズの説を紹介している (同氏、「経済学方法論」99-106ページ)。富田氏はメンガーの立場から「検証」をまったく不必要かつ不当と解している。その根拠は、演繹性と帰納法との原理的差異にあると思われる。

しかし演繹的法則は、その前提を選ぶに当たって、不可避的に観察(帰納的観察)に依存するのであるし、また精密法則の適用に際しては、現実の複雑さ、個別性にたいする配慮をするのであるから、その意味での検証は必要である。ただ、メンガーのいうとおり、経験的検証が、演繹的法則の正否の基準となつて見解は論理的な背理であることは確かである。

富田氏は、計量的分析の実例を引いて、代替の弾力性に関する推計が2人の学者によって全く異なる数値を示したことをもって、つぎのように解すべきであるという。

それは (計量分析) 理論モデルを経験によって検証するというのではなく、新しい理論モデルと操作が新しい事実を示すことにほかならないと。

則は、複雑・多様の経験的事実の中で表面化されていない法則的関連を発見することができる。それは帰納的方法によっては容易に発見しがたいものである。これは演繹的方法の第一の意義である。

一般的・根源的とみられる要素をとりだして、その徹底的に合理的な関係を追求するという精密理論の方法は、他の個別的要素を無意味とみなすのではない。それはただ研究方法として除外するにすぎない。したがってそれらの要素を考慮に入れるという手続きは、精密理論のある段階においては当然に有用であり、必要である。これによって、因果と共存の關係にいかなる相違が生ずるかが明らかにされるならば、複雑な現象の相互関連の姿をより正確に理解することになる。これは演繹的研究の第二の意義である。

精密法則は、ウィーザーのいう理想化の意味をもっている。経済法則についていえば、それは徹底的に経済性の原理をつらぬいた法則である。したがって現実の経済現象にみられる状態が、この精密法則のとくところと食いちがっているとすれば、それは現実の経済現象が経済的合理性の原則からはずれていることを意味するし、もし反対に、経験的にたしかめられる経済現象の動きがこの精密法則の指摘するところと合致しているならば、それは現実が経済的合理性に合致していることを示すものであろう。経済的合理性を表わす諸法則が現実の経済の動きを説明しようということは、それだけ、同法則の前提のもとにおける合理性が実現されていると推定することができるのである。このことは現実の経済状態にたいして、ある経済的価値判断を下すための材料を提供することになるのである。ここに精密法則のもたらす三つめの意義がある。

さらに、上記の意義に照らしていえることであるが、経済理論は、政策にたいする手段を教えるという意義をもつ。この問題は、かつてマックス・ウェーバーによって明確に論ぜられたものであるから、ここに細説する必要はないであろう。精密法則の教えるところにしたがって、政策立案者は、その政策の手段の適否、政策からもたらされる直接・間接の効果について、予想を立てることが可能であるし、あるいはまた過去において実施された政策がいかなる影響を生んだかについても、判断をくだすことができるのである。

メンガーのいう精密法則は、時と所とにかかわらず無例外的に妥当するというその論理的性質は、

新しい前提と新しい操作 (関連づけ) が新しい結論を生むという意味で、上記の富田氏の解釈を受け入れることは可能であるが、しかし、ある特定の産業における代替の弾力性を探ると同一の問題にたいして、全く異なる二つの数値があるとすれば、その相違は、単に新しい前提ということのみを求めて安心していることはできない。引用されている計量分析は、精密法則でなくて、むしろメンガーのいう経験的現実的法則に属するものではないであろうか。そうだとすれば、その正当性は、他の別の経験によって検証せらるべきものである。いろいろな方法によるいろいろな観察結果が、相互に支持しあうものであれば、その経験的観察は正しさを高める、もし相互に矛盾があるならば、矛盾の理由が明白でないかぎり、経験的観察の正当性は検証されないことになる。

しばしば誤解されて、この法則の信者は経済法則にたいする国家的干渉の無力を主張するものとか、社会的・歴史的條件の制約を知らない架空の理論の信奉者であるとか、あるいは、自由放任主義の代弁者であるとか、さらには現状是認の保守主義者であるとかいう批判や非難がある。

このような批判は、精密法則がある種の前提のもとに立てられていること、したがって前提を異にするならば、法則の絶対的妥当性を主張することは必ずしもできないこと、そして実際の社会には、この法則が除外している、いろいろな条件が働いているのを、精密科学の主張者は決して忘れていないことにたいして、まったく無智なものが下す批判である。

しかしながら、理論の前提におかれてある要素がメンガーやベーム・パウエルクのいうように最も一般的、典型的、根源的、強力的なものであるならば、たとえ実際社会において他のいろいろな要素が作用しているとしても、なおこの法則の指摘するところの因果関係もまた、厳然として作用していると考えなくてはならない。精密法則の意味するところは、先験的絶対性を主張するものでもないし、経験的相対性に屈するものでもない。それは一般的・典型的な現実⁽¹³⁾に根拠をもった合理性の主張なのである。

この点に関する理解を明らかにするために、わたくしは、以下においてベーム・パウエルクの一つの論文をかりて、解説を加えようと思う。それは「勢力か経済法則か⁽¹³⁾」という論文である。

経済法則は一種の自然法則であって、人間の意思や国家の権力によって左右することのできるものでなく、権力によってある方向に強制しようとしても、経済法則はこれに抵抗する。たとえば商品の価格がその需要と供給の関係で決定するという市場価格の法則は、一種の自然法則である。何等かの勢力の作用で、この価格決定原則を曲げようとしても成功しない。同じ事情から生産要素の価格形成の法則もまた一種の自然法則であるとすれば、賃金、地代、利子の決定は国家的な権力によって動かすことのできない法則によっているのであるから、ひとびとの所得形成の分配原理にたいして、政府にせよ、私的な団体にせよ、何等かの勢力で干渉するのは無意味であるということになる。

この種の批判をオーストリア学派の効用価値説に向けて、生産要素の限界的な生産的貢献度がその相対価格を決定するのでなく、社会的な勢力関係が生産収益を地主・資本家および労働者に分配する割合を定めると説いた学者のひとりが、シュトルツマンであった。ベームはこの人物の主張に批判を加えながら、精密法則と社会的勢力の関係を詳細に論じたのである。シュトルツマンの主張は、どういう条件で、どういう勢力が価格形成にどの程度の影響を与えるかについての説明に欠けており、いわば哲学的な批判に終始している。

経験的現実の問題として、ある商品の価格がもっぱら経済的な需要と供給の均衡するところにむかって決定されるという経済理論の説く法則どおりに、現実の商品の価格がきまっているとはかぎ

注(13) Böhm-Bawerk, „Macht oder Ökonomisches Gesetz?“ 1914. Gesammelte Schriften Vol. 1, S. 230f.

らないが、しかし、政府その他の団体の勢力がこれを任意に決定しえないこともたしかである。

ベームは両者の関係について明快な回答を与えている。

「自然にたいする人間の勢力は、自然の法則の内部において、自然法則によって定められた条件を厳格に守ることによってのみ行なわれるものである……。同様に、価格形成と分配の問題においても、勢力は、経済的価格法則の外、あるいはそれに反するのでなく、その内部において、かつそれを守ることによって作用するのである。」⁽¹⁴⁾

その例として高利貸しが徴収する高率の利子、独占供給者が定めうる任意の価格を引用する。これらはいずれも、一方における強い需要の存在と他方における競争者の欠如という事情のもとで当然に発生する現象であり、それは価格法則の例外でなくして、価格法則の実現の一つの場合にはかならないのである。したがって高利貸しや独占者の享受する勢力は、価格法則にしたがっているのであって、これに反抗しているのではない。高利貸しにしても独占者にしても、ある限られた限界需要以上に高い利子を徴収する勢力をもたないのである。独占者が任意に定めうる価格の範囲には限度があり、その内で、もっとも有利と考えるところに価格を定めるのである。

一般に勢力と称して、経済法則に対抗するある力を考えるに当たり、その中味を正確に把握する必要がある。前記の例は、特殊の危険負担とか、競争者の欠如とかいう経済的條件が存在する場合である。このほかに、暴力たとえば強奪、強迫、圧制のごとき「直接的強制」とみなされるものがある。これは、ひとびとの選択や交換が自発的に、そして当事者の合意にもとづいて行なわれるとする社会生活の合理的秩序に関する想定からはずれるものであるがゆえに、一般の経済現象の理解を目指す研究の対象から除かれなくてはならない。

ただし、もちろん、このような直接強制が社会的にひろく存在するとした場合に、ひとびとの経済行為がどんな反応を示し、そしてどんな結果を生むかについては、経済法則は当然これを解明する能力がなくてはならない。ベームはこれらを「経済的勢力」外のものとして、論外において⁽¹⁵⁾いる。たしかに個々の暴力的行為が価格形成に及ぼす影響を説明することは、経済理論の課題とするにはあまりにも煩わしいが、しかし、必ずしも論外の問題として排除すべきではない。たとえば国家の権力によって実施される政府の政策の中には、暴力でないとしても、明らかに経済外的な直接の強制と思われるものがある。物資配給制、輸入制限制度、あるいは租税徴収など、直接の強制である。そしてこれらがいかなる経済的効果をもつかは、当然に経済理論の解明すべき、そしてまた解明しうる問題である。

勢力の概念にいれることが不適当かと考えられる要因に、非経済的な動機がある。人道主義、愛国心、人種差別、信仰などの動機にもとづいて、経済的利益の追求という原則に背く行為がなされ

注(14) Böhm-Bawerk, S. 243.

(15) Böhm-Bawerk, S. 243.

る場合である。これらの行為が価格形成にたいして影響を及ぼし、限界価格以外の価格において商品や生産手段が取引きされる場合をうむことはたしかである。しかしこれにしても、決して経済理論の対象の外の問題ではない。ベームのいうように、それは引力の法則の作用に反する形で噴水があり、気球が空に浮かぶのと同様であって、経済法則の適用外の問題でなく、経済法則の応用例の一つとしてこれらを観察すべきであるし、かつ観察することができるのである。

したがって、経済法則はこれの修正ないし否定を要求するもろもろの「勢力」概念にたいして次のごとき立場に立つといえるであろう。

第一に、精密法則の前提からはずれている現実の経験的現象にたいしては、その離反の事情を明らかにすることにより、個別的に、それぞれについて、いかに異なり、いかなる程度の変化を生むかの因果関係を明らかにする。勢力の概念にふくまれる事情は、法則の前提の修正によって考慮することのできるものもあるし、前提の外からの抵抗として観察することのできるものもある。たとえば競争のかわりに独占を、合理的知識のかわりに、不完全な知識を、自由な移動のかわりに制限された移動を考慮することは、精密法則のうちがわでおこなうことができるのである。また人種的偏見や国粹主義から生まれる非経済的選択や外的強制は、経済的利害との乖離の形で研究することが可能である。

第二に、精密な理論的法則は、単に個別的な研究の一つの基礎となるというだけでなく、その前提が、もっとも一般的・共通的・根源的といわれるごとく、きわめて一般的妥当性の広い概念をもとにして、因果と共存の関係が演繹的に推論されているのである。したがってその前提にふくまれていない「勢力」が実際に働くとしても、前提そのものもつ現実的妥当性がそのまま否定されるわけではない。むしろある種の勢力はこの法則の現実的妥当性のためにほとんどまったく無力であったり、一時的な攪乱要因として作用するにすぎないこともあるのである。その意味で、精密法則はそれを支えている諸前提の現実的妥当性が有力に作用するかぎり、これを抑えようとする勢力にたいしては、それだけ強い反作用を示すものとみななければならない。

このような推論の一つの有力な例として、わたくしは、価格統制の波及の法則をあげてみたい。これはオーストリア学派の系統に属すると思われるルードウィヒ・ミーゼスの議論である。自由競争市場において、政府がある商品の市場価格に最高限を定めて、それ以上の騰貴を防止しようとする。その意味は、当該商品が国民一般に広く供給される必需品であるため、過度の価格騰貴による需要充足上の困難をふせぐことにある。ところで市場価格が騰貴するのは、需要が供給を超過する傾向にあるからである。市場価格の法則の教えるところによれば、価格騰貴は、供給者にたいする生産の刺激を強め、供給増加をもたらすはずである。いま政府が故意に価格騰貴を抑制するならば、供給増加の刺激が働かないので、供給は増加せず、超過する需要に対応することができない。したがって、価格の抑制をしながら、国民の消費需要を満たそうとする政府の意図はそのままでは達成

されない。むしろその商品の生産を有利と計算しない供給者は、他の商品の生産に転換するであろう。政府はそこで、他の商品の生産にたいして規制し、価格の統制を及ぼさなくてはならなくなる。価格統制は商品から生産財にも波及するであろう。強いて当初の商品の供給を増加するには、全生産手段を公有にして、市場価格のメカニズム全体を否定しなければならないことになる。

ミーゼスの論旨は、戦時中における価格統制や物資統制をわれわれに思い起こさせる。それは合理的な経済計算の全面的な否定であり、一時的・緊急の戦時体制下のできごとである。がしかし、それはメンガーやベームのいう価値法則がいかに現実把握や政策立案にたいして、強い妥当性をもつものかを表現している。

ベームは、労働者のストライキによって、ある産業の労働者の賃金水準をその限界生産力に必ずる高さ以上に上げることが可能かという問題を設定して、勢力と経済法則の関係を論じている。企業家のがわに雇用の独占があれば、労働者の賃金はその限界生産力に相応ずる高さを最高限として、それ以下に定まることがある。下限は、労働者の堪えうる生活水準、他の雇用への転職の機会の有無、労働者の限界苦痛等によって定められる問題である。もし低賃金が労働者の勤労意欲を低下せしめるとすれば、それもまた下限を画する一つの条件となるであろう。あるいは、低賃金による異常に有利な生産は、企業家をして生産の拡張を選ばせるかもしれないし、潜在的な新企業の出現を刺激するかもしれない。したがって一時的に独占の圧力が賃金を著しく限界生産力以下に引下げても、より長期的には、上限へむかって賃金水準を戻す作用が働くはずである。

事情を逆にして、労働者が団結して賃金上げを要求するときには、使用者は限界労働者の賃金以上の賃金を支払わなくてはならないこともある。労働者全部を失うか失わないかの選択は、1限界労働者の附加か喪失かの選択と利害計算を異にする。総効用の喪失は限界効用の総数量倍よりも大きい。したがって労使の交渉において、使用者が譲歩して、限界生産力以上の賃金を支給する場合はありうることである。その結果、その企業の利潤は低下せざるをえない。使用者の抵抗と労働者側の要求とがどこで折合うかは、両者の経済的勢力に依存する。使用者が豊かな資力をもつか、ストライキを破る労働者を雇用しうるか、労働者が長いストライキに堪えられるかどうか等々いろいろな条件が、労使交渉の勢力関係を規定するにちがいない。賃金は、生産の継続を損失にするほどの高さには上りえないし、交渉は現行賃金との間のどこかに落ちつくことになるであろう。

しかし問題はこれだけで終わるのではない。労使交渉で定まった賃金が労働の限界生産力に相応しない高さで定まった場合に、この高さが永続性をもつものか、一時的な性質のものかは、理論的にも実際的にも重要な関心事である。ベームの指摘するとおり、古典学派の学者が注意を払った自然価格の概念や生活費賃金説(リカード)は、恒久性をもった価格を意味している。メンガーの精密法則で説かれる価格と限界効用の比例関係も、恒久性をもった価格である。ウィーザーの「自然的価値」の概念もまた、経済的考慮のみに基づいたもっとも合理的な価値のきまり方を示したものであ

る。それは経済的合理性を尊重するならばそうでなければならぬ価値を表明しているものであって、経験的・現実的価値がこの自然的価値より離反しているとするれば、それはそれだけ経済的な不合理性——メンガーの用語でいえば不経済性——を表わすことになる。

したがって問題は勢力によって影響された非合理的な賃金率がどれほどの永続性をもつかに帰するといつてよい。

ベームはいろいろな場合についてこの問いに答えている。略述すれば、

第一に、生活水準以下の賃金には永続性がない、ただし副業の場合、よそから生活費の補給を受けている場合にはありうる。

第二に、限界生産力以下の賃金も概して永続性をもたない、というのは、1部門、1工場のみでこのような賃率が支配し、他の部門、他の工場では標準の賃率が維持されているときは、労働者はおそかれはやかれ不利な部門を去るし、新規の労働者の補充もおこなわれがたいからである。もし使用者側が一斉に協同して賃金を限界生産力以下に抑えるならば、——実際にはあまり発生しないことであるが——労働者にはよりよい雇用先を求める機会はない。しかしこの場合には、企業家側の競争が発生してより多くの新規雇用やより有利な雇用を提供するにいたる傾向があるにちがいない。というのは、企業家がわでは相対的低賃金によって利潤率を高めることになるので、新投資の機会がふえるからである。新投資需要の増加は、相対的に高い利率と相対的に低い賃金率との条件のもとで、労働集約的生産方法を選択することになる。全企業家の協同の事態は、アウトサイダーの競争や、企業間の利潤率格差から生まれる競争心のために破れやすく、結局は競争条件のもとに成立する限界生産力賃金に落ち着くことになるのである。

つぎに、限界生産力を越える賃率の永続性について考察すれば、企業の存立を危うくするほどに高率の賃金は、決して永続性がない。ストライキの脅迫がある企業をして高率賃金を承諾させることはあっても、その企業の利潤をなくなすごとき程度の賃率は永つづきしない。永続きすれば、企業は衰退し、ついには存続が不可能になる。

もし高い賃率による企業利益への圧迫が企業の存立を即時に危うくしないまでも、利潤を減少せしめるならばどうであろうか。

ベームは、賃金の引上げが資本利子への圧迫ないし消滅にいたるという場合を想定して、論じている。ベームの議論には利子と利潤とを混同して論じていると思われるので、ここでその議論の内容の紹介を省略する。要は、高賃率が資本の供給にたいする圧迫となり、低利子または無利子で経営しなくてはならないような状態に企業全体がおちいるとすれば、かりにその状態で資本供給がおこなわれるときには企業は労働節約的な生産方法を選択するようになり、資本にたいする需要が増大し、労働にたいする需要の減少が生ずるということである。その結果は長期的にみて、賃金引下げへの圧力と利率引上げへの圧力が強まる。

こうして、ある調整期間の経過とともに賃金が限界生産力に相応するという、もっとも合理的な価格形成が労働についておこなわれるはずである。もちろん、この調整期間中に、労働の限界生産力に影響する技術革新とか、資本の増加、生産物需要市場の拡大とか、何等かの状況変化が生ずる場合には、高い賃金率が永続性をもつことは当然に考えられることである。

ベームはいろいろな場合をあげて、賃率向上の永続性を論じているが、ここはそれらを検討する場所ではない。わたくしがいおうとしたことは、経済法則にたいして加えられる批判としてのその非歴史性、非社会性についての見解が決して妥当なものではないと同時に、政府やその他の「勢力」が法則によって否定されるものでもないことを論じようとしたのである。勢力と経済法則の関係を論じたかれの一文は、まさにこの種の批判にたいする丁寧な反駁であるといつてよい。

オーストリア学派の創立者たちは、かれら自身の立てた経済理論によって、かれらの経済学方法論を実証した。ここにかれらの方法論の説得力があるのである。

(経済学部教授)